

随意契約結果一覧

所屬(課名)					住宅課		
件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
市営住宅簡易専用水道施設 維持管理業務委託	平成31年4月1日	(有)サンワーク	677,980	677,980	安全な飲料水を安定的に供給するために必要な業務であり、ポンプの不調や配管の漏水等の発生時において早急に修繕しなければならないため、定期の点検に加え、休日や夜間等の時間であっても緊急対応ができる業者が望ましい。 本契約と同期間において、平成31年度市営住宅待機業務委託を締結することから、休日や夜間等でも緊急対応ができるため、待機業務の委託先と契約する(地方自治法施行令第167条の2第1項6号)	無	
市営住宅待機業務委託	平成31年4月1日	(有)サンワーク	1,551,070	1,551,070	閉庁時における市営住宅の修繕等の緊急対応であることから、松阪市建設工事等入札参加資格者(建築工事一式)の登録があり、市営住宅の修繕について希望してる事業者(市営住宅の特殊性や現状について理解しており、入居者対応や応急の修繕ができる者)を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)	無	
市営城南団地エレベーター 保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱電機ビルテクノ サービス(株)中部支社 三重支店	902,520	902,520	エレベーターを製造した会社であることから構造細部まで熟知しており、故障時の緊急時にも対応できる。また、団地ではエレベーターや受水槽を24時間の安全管理が行える遠隔監視システムを導入しており、他社に依頼した場合はこのシステムを利用することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び6号による随意契約とした。	無	
市営若葉団地エレベーター 保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱電機ビルテクノ サービス(株)中部支社 三重支店	798,534	798,534	エレベーターを製造した会社であることから構造細部まで熟知しており、故障時の緊急時にも対応できる。また、団地ではエレベーターや受水槽を24時間の安全管理が行える遠隔監視システムを導入しており、他社に依頼した場合はこのシステムを利用することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び6号による随意契約とした。	無	
市営城南団地緊急通報装置 点検業務委託料	平成31年4月1日	愛知時計電機株式会 社 名古屋支店	518,710	518,710	設置している緊急通報装置は、愛知時計電機株式会社が製造しており、他社が適切な維持管理を行うことが難しいことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び6号による随意契約とした。	無	
粥田団地C3-46空家修繕	令和元年5月21日	三創建設 有限会社	959,040	959,040	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C9-152空家修繕	令和元年5月21日	斎藤建設 株式会社	1,144,800	1,144,800	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C12-270空家修繕	令和元年5月21日	斎藤建設 株式会社	1,026,000	1,026,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C12-275空家修繕	令和元年5月21日	株式会社 北川鉄工 建設	1,296,000	1,296,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C13-236空家修繕	令和元年5月21日	株式会社 北川鉄工 建設	648,000	648,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
宮町団地C2-22空家修繕	令和元年5月21日	斎藤建設 株式会社	961,200	961,200	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
川井町団地C2-23空家修繕	令和元年5月21日	(株)久世建設	680,400	680,400	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
中万町団地C1-143空家修繕	令和元年5月21日	斎藤建設 株式会社	550,800	550,800	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
川井町団地C4-59空家修繕	令和元年5月21日	有限会社 サンワー ク	1,274,400	1,274,400	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び松阪市契約規則第25条による随意契約)	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
川井町団地2-20空家修繕 (住替)	令和元年5月21日	株式会社 平田組	831,600	831,600	入居条件と合致しなくなった入居者に対し、川井町団地への住替指導を行うため、8月中旬までに緊急的に空家修繕を行う必要があるため(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	無	
清生町団地C2既設揚水管修繕	令和元年7月22日	有限会社 松本水道	933,973	933,973	清生町団地C2棟で既設揚水管の腐食が著しい。C2棟は高架水槽が撤去されており、揚水管の破裂は即時給水ができなくなるほか、同位置に電気配線があり危険性が非常に高いことから、緊急に修繕が必要ある(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	無	
清生町団地C11棟既設揚水管修繕	令和元年9月18日	有限会社 松本水道	782,460	782,460	既設揚水管の腐食が著しい。C11棟は高架水槽が撤去されており、揚水管の破裂は即時給水ができなくなるほか、同位置に電気配線があり危険性が非常に高いことから緊急に繕が必要。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	無	
高田団地C3-323空家修繕 (住替)	令和元年11月1日	株式会社 平田組	1,219,130	1,219,130	住替(勧奨)希望があり、11月下旬までに緊急的に空家修繕を行う必要がある。また、市営住宅の空家修繕について他の入居者に配慮(夜間早朝や休日の作業を行わない、騒音や塗装等の臭いを最小限に留める等)しながら、築37～46年を経過した公営住宅の規格に合った部材調達や修繕を行うことから、修繕について相当の技術力と対応力を有した適切な業者を選定。(地方自治法施行令第167条の2項第1項第5号)	無	
小黒田町団地C3-313空家修繕(住替)	令和元年11月1日	株式会社 平田組	1,298,715	1,298,715	住替(勧奨)希望があり、11月下旬までに緊急的に空家修繕を行う必要がある。また、市営住宅の空家修繕について他の入居者に配慮(夜間早朝や休日の作業を行わない、騒音や塗装等の臭いを最小限に留める等)しながら、築37～46年を経過した公営住宅の規格に合った部材調達や修繕を行うことから、修繕について相当の技術力と対応力を有した適切な業者を選定。(地方自治法施行令第167条の2項第1項第6号)	無	
粥田団地C1-11空家修繕	令和元年12月2日	三創建設 有限会社	833,250	833,250	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C12-286空家修繕	令和元年12月2日	斎藤建設 株式会社	1,078,000	1,078,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C15-310空家修繕	令和元年12月2日	斎藤建設 株式会社	1,232,000	1,232,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C5-122空家修繕	令和元年12月2日	有限会社 サンワー ク	1,265,000	1,265,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C12-256空家修繕	令和元年12月2日	株式会社 北川鉄工 建設	715,000	715,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
清生町団地C6-5空家修繕	令和元年12月2日	株式会社 北川鉄工 建設	880,000	880,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
小黒田町団地C1-123空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	1,144,000	1,144,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
中万町団地C2-262空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	858,000	858,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
船江町団地C1-131空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	990,000	990,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
宮町団地C3-62空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	1,254,000	1,254,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)としたく、見積もり合わせを行ったが、不調のため、再見積り依頼の結果、1社【(株)久世建設】のみ見積書が提出された。この結果に対し、再度見積り依頼を行うことは、工期に余裕がなくなるため、地方自治法第167条の2第1項8号により随意契約とする。	無	
高田団地C3-334空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	880,000	880,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
小黒田町団地C1-122空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	979,000	979,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
中万町団地C1-111空家修繕	令和元年12月2日	(株)久世建設	1,045,000	1,045,000	当該空家修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
東町改良住宅205空家修繕 (原状回復等修繕)	令和2年2月3日	株式会社 北川鉄工 建設	544,500	544,500	当該修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
中万町団地C4-442空家修繕 (罹災者住宅原状回復等修繕)	令和2年2月25日	有限会社 サンワー ク	749,298	749,298	当該修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
中万町団地C2-261原状回復等修繕	令和 2年2月3日	有限会社 サンワー ク	1,228,139	1,228,139	当該修繕は工事に類する建築物等の修繕であり、松阪市契約規則第25条で定める額(130万以下)による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	無	
若葉団地昇降機ブレーキスイッチ及びインバータ取替修繕	令和2年2月10日	三菱電機ビルテクノ サービス株式会社 中部支社 三重支店	902,000	902,000	経年劣化が進行しているため、早急に取替修繕を行いたい。城南団地のエレベーターの保守点検を行っている、三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店に修繕依頼。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び6号による)	無	
若葉町改良住宅C1棟既設揚水管改修修繕	令和2年3月12日	有限会社 松本水道	994,719	994,719	既設揚水管の老朽化が著しいため、市営住宅修繕に実績があり、早急に連絡のとれた3社に見積依頼(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び松阪市契約規則第25条)	無	
若葉町改良住宅C2棟既設揚水管改修修繕	令和2年3月2日	有限会社 松本水道	994,719	994,719	既設揚水管の老朽化が著しいため、市営住宅修繕に実績があり、早急に連絡のとれた3社に見積依頼(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び松阪市契約規則第25条)	無	
川井町団地C2棟既設揚水管改修修繕	令和2年3月2日	今井設備	852,500	852,500	既設揚水管の腐食が著しい。C2棟は高架水槽が撤去されており、揚水管の破裂は即時給水ができなくなるほか、同位置に電気配線があり危険性が非常に高いことから緊急に修繕が必要(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	無	
高田団地C2棟既設揚水管改修修繕	令和2年3月9日	有限会社 松本水道	851,950	851,950	既設揚水管の老朽化が著しいため、市営住宅修繕に実績があり、早急に連絡のとれた3社に見積依頼(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び松阪市契約規則第25条)	無	